

# 令和6年度「飛鳥・藤原」普及啓発業務 委託仕様書

## 1. 業務の名称

令和6年度「飛鳥・藤原」普及啓発業務

## 2. 目的

奈良県では、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（以下、「飛鳥・藤原」）の世界遺産登録を目指し、普及啓発および機運醸成に取り組んでいる。「飛鳥・藤原」の構成資産の多くは、地中に埋まっていることから、価値が理解されにくいという課題がある。本業務では、「飛鳥・藤原」の構成資産の可視化及び本質的価値の理解を図るため、令和5年度委託事業「奈良県文化資源活用大綱推進事業」にて採用したプロの写真家である石川直樹氏（以下、「写真家」という）が撮影した写真をもとに、「飛鳥・藤原」の価値や魅力を国内外に広く伝える写真集を制作する。また、制作する写真集を活用し、さらなる価値の理解促進および機運醸成のため、「飛鳥・藤原」の世界遺産登録推進をテーマとしたトークイベントおよび写真展を行う。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）まで

## 4. 業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

### (1) 計画

本業務に関する仕様事項を十分に把握し、県と協議・調整のうえ、実施内容及び作業工程を印した業務計画書を作成し提出すること。

### (2) 有償頒布用書籍（写真集）の制作等

#### 1) 写真集内容の企画

- ① 表紙及び全般にかかる企画、レイアウト・デザインイメージ等を作成すること。
- ② メインターゲットは「飛鳥・藤原」や歴史文化資源、写真家や写真そのものに関心のある層とし、販売に適した題字、表紙や誌面のデザインイメージ・レイアウト、その他使用する紙の種類など書籍の仕様について提案すること。
- ③ 受託者が提案した題字、デザインイメージ等については、県と協議の上、石川直樹氏に確認し、内容を決定するものとする。

#### 2) 写真集の制作

- ① 写真集は表紙回りに加え、本編は80ページ以上、サイズはH280 mm×W300 mm以内とすること。図版（写真）部分はカラーとするが、テキスト部分はカラーでなくてもよい。
- ② 県及び写真家から提供する以下の内容を元に、写真集の内容（構成および原稿）を作成すること。なお、写真集に掲載される写真は、「飛鳥・藤原」の22の構成資産（別紙1参照）全てのほか構成資産以外の写真も含まれる。
  - ・写真素材（令和5年度に制作した冊子「飛鳥・藤原を歩く」制作時に撮影したデータや、今年度追加で撮影する写真を使用する。写真素材のほとんどをフィルム写真（六切りサイズで紙焼きした状態で提供）が占めるため、留意すること。）

・テキスト（写真家によるテキスト、専門家によるテキスト、写真へのコメントなど想定。ただし、編集作業をサポートするライターを、県で指定する。テキストの内容については、県を交えた協議によって決定するものとする。）

- ③ ②で提供するテキストについて、英訳を行うこと。翻訳者の選定は、次の事項に留意して受託事業者が行うこと。世界遺産や文化財に関する専門用語の多用が見込まれるため、専門分野に応じた適切な語句を選択し、原稿に忠実な翻訳に仕上げること。なお、ネイティブスピーカーが読んでごく自然な表現とするため、ネイティブによる確認作業を必ず行うこと。
- ④ 作成した原稿にもとづき、有償頒布用の書籍（写真集）を制作する。
- ⑤ 編纂にあたっては、県の指定する写真家及び執筆者を中心とし、ここに受託事業者が作成に必要な編集者等を加えて実施すること。
- ⑥ 制作にあたっては、適宜県と打ち合わせを実施すること。
- ⑦ 適切に校正を実施すること。

### 3) 『(仮称)「飛鳥・藤原」写真集』の有償頒布

- ① 全国に「飛鳥・藤原」の構成資産の価値や魅力を発信し、「飛鳥・藤原」の世界遺産登録に向けた周知及び機運醸成という目的を達成するため、受託者は県と出版契約を締結し、『(仮称)「飛鳥・藤原」写真集』の複製及び有償頒布を行うこと。
- ② 出版契約は別紙2「出版契約書」を元に、県と受託者と協議のうえ締結する。
- ③ 紙媒体出版物として、初版1, 500部以上とし、価格等は上記目的を考慮した上で適切な価格設定とすること。なお、有償頒布のための費用（印刷費、販売促進費、流通に供するための手続きに必要な経費等（上記②で締結する出版契約に基づき県へ献本する90部の分を含む）は、本業務の委託費に含めず、本業務の受託者が負担すること。（電子出版物は発行しない。）
- ④ 出版時の書籍の仕様は、4（2）で定めるものと同内容とすること。

### (3) トークイベントおよび写真展の企画・運営業務

次に掲げるイベントの企画立案、事前の準備・手配、当日の運営、片付け・事後処理を行うこと。

#### 1) トークイベントおよび写真展の企画

- ① 制作する写真集および「飛鳥・藤原」の世界遺産登録推進に関連したテーマで企画すること。
- ② 対象者は、世界遺産や歴史文化資源、写真家や写真そのものに関心を持っている人とする。
- ③ トークイベントと写真展の開催については、写真集の刊行日以降にそれぞれ1回以上行うこととし、それぞれの回数と場所については、効果が高いものを提案すること。
- ④ トークイベントの登壇者は県で指定する。（写真家、「飛鳥・藤原」専門家等を含む計3名を想定。）
- ⑤ トークイベント及び写真展への集客およびPRに効果的な内容について提案すること。

#### 2) トークイベント参加申込の受付

参加者募集については、事前申込制にて受託者が受付を行い、先着順とする。なお、募集および告知を行うためのメールアドレスを設けること。参加費は無料とする。

#### 3) トークイベントおよび写真展の運営

- ① トークイベントおよび写真展の実施会場、設備等の使用料の負担は、委託費に含めることとする。(県が会場を確保した場合を含む。)
- ② 当日の運営に必要なスタッフを確保すること。その際、スタッフの人件費や交通費等について計上すること。
- ③ 当日のタイムスケジュール、会場設営図等をまとめた運営マニュアルを作成し、事前に県の確認を得ること。
- ④ 各トークイベントの来場者数についてカウントし、イベント終了後に県に報告すること。
- ⑤ イベント終了後に、会場の撤去作業を行うこと。

#### (4) 謝金の支払等

4. (2) (3) における関係者に対して、謝金および旅費等の支払いを行うこと。

- ① 写真集および写真展にかかる制作費として、写真家へ支払う経費として一律 200,000 円(税抜)を計上すること。
- ② 写真集の制作にかかる、インタビュアー・ライターに支払う経費として一律 100,000 円(税抜)を計上すること。
- ③ トークイベント登壇者 3 名への謝金として、1 回の出演につき一律 78,000 円(税抜)(一人あたり 26,000 円(税抜))を計上すること。
- ④ トークイベント登壇者との事前打合せにかかる経費として、一律 50,000 円を計上すること。
- ⑤ 提案するトークイベントの開催場所・回数に応じた登壇者等交通費を計上すること。(東京発 3 名、奈良発 1 名分)
- ⑥ トークイベント登壇者 3 名分の昼食、登壇中の飲み物を手配すること。出演者の昼食、飲食ケータリング費用を計上すること。
- ⑦ 業務全体にかかる関係者調整コーディネーター費として、一律 100,000 円(税抜)を計上すること。

#### (5) その他

- ① 参加者に会場で、イベントに関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)
- ② イベント内容を録音し、テープ起こしを行うこと。
- ③ 記録写真を撮影し、県へ提出すること。(カメラマンやスチール撮影までは不要)
- ④ 事業実施報告書には、上記写真やアンケート集計結果を含むこと。
- ⑤ 関係機関等との協議結果や天候などにより仕様が変更になったときは臨機応変に対応すること。また天候などにより当イベントが中止される場合には、メールによる連絡を迅速に行うなど、周知に努めること。

## 5. 成果品及び納品期限

### (1) 県との打ち合わせ記録

納期限：各打合せ開催日より一週間以内

### (2) 有償頒布用書籍(写真集)

① 印刷、製本したものの5部

(なお、別紙2「出版契約書」に基づき有償頒布用に印刷したのから別途90部を県へ  
献本する必要があるので留意すること)

② PDF形式データ(低解像度、高解像度)

(内部資料に利用するため、編集不可能に変換したもの)

納期限：令和7年3月24日

(3) 写真展およびトークイベントの記録

納期限：令和7年3月24日

(4) 事業実施報告書(PDF形式データ)

納期限：令和7年3月24日

(5) 納品場所

奈良県地域創造部世界遺産室

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL 0742-27-2054

## 6. 本業務にあたっての留意事項

(1) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは以下に定めるところによる。

- ① 成果品について、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条(翻訳権、翻案件等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利は県に譲渡するものとし、著作権譲渡に関する経費は、見積金額に含めること。
- ② 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- ③ 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(2) 秘密の遵守等

受託事業者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県より貸与された資料及び成果品については、受託事業者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

(3) 情報セキュリティにかかる特記事項

本業務の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。とくに別紙3「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。

(4) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業を適正に履行すること。
- 2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規

定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

- ② 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ③ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(5) その他

1) 再委託について

- ① 受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- ② 受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。
- ③ ②の場合において、受託者は第三者の行為について委託者に対して全ての責任を負うものとする。

2) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

4) その他の事項

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。本契約書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、県と協議の上決定すること。

別紙1

「飛鳥・藤原」構成資産（ID順）

- 0 1. 飛鳥宮跡
- 0 2. 飛鳥京跡苑池
- 0 3. 飛鳥水落遺跡
- 0 4. 酒船石遺跡
- 0 5. 飛鳥寺跡
- 0 6. 橘寺跡
- 0 7. 山田寺跡
- 0 8. 川原寺跡
- 0 9. 檜隈寺跡
- 1 0. 石舞台古墳
- 1 1. 菖蒲池古墳
- 1 2. 牽牛子塚古墳
- 1 3. 藤原宮跡
- 1 4. 大和三山（香具山）
- 1 5. 大和三山（畝傍山）
- 1 6. 大和三山（耳成山）
- 1 7. 大官大寺跡
- 1 8. 本薬師寺跡
- 1 9. 天武・持統天皇陵古墳
- 2 0. 中尾山古墳
- 2 1. キトラ古墳
- 2 2. 高松塚古墳

# 出版契約書

著作物名 \_\_\_\_\_

著作者名 \_\_\_\_\_

著作権者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という)  
とは、上記著作物(以下「本著作物」という)に係る出版その他の利用等につき、以下のとおり合意する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

印

乙 (出版権者)

住 所

氏 名

印

---

## 第1条 (出版権の設定)

- (1) 甲は、本著作物の出版権を乙に対して設定する。
- (2) 乙は、本著作物に関し、日本を含むすべての国と地域において、第2条第1項第1号から第3号までに記載の行為を行う権利を専有する。
- (3) 甲は、乙が本著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

## 第2条 (出版権の内容)

- (1) 出版権の内容は、以下の第1号から第3号までのとおりとする。なお、以下の第1号から第3号までの方法により本著作物を利用することを「出版利用」といい、出版利用を目的とする本著作物の複製物を「本出版物」という。
  - ① 紙媒体出版物 (オンデマンド出版を含む) として複製し、頒布すること
  - ② DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体 (将来開発されるいかなる技術によるものを含む) に記録したパッケージ型電子出版物として複製し、頒布すること
  - ③ 電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信すること (本著作物のデータをダウンロード配信すること、ストリーミング配信等で閲覧させること、および単独で、または他

- の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない)
- (2) 前項第2号および第3号の利用においては、電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加すること、プリントアウトを可能とすること、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。
  - (3) 甲は、第1項(第1号についてはオンデマンド出版の場合に限る)の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

### 第3条 (甲の利用制限)

- (1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物について、前条に定める方法による出版利用を、自ら行わず、かつ第三者をして行わせない。
- (2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らのホームページ(ブログ、メールマガジン等を含む。また甲が所属する組織が運営するもの、あるいは他の学会、官公庁、研究機関、情報リポジトリ等が運営するものを含む)において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。
- (3) 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

### 第4条 (著作物利用料の支払い)

- (1) 乙は、甲に対し、本著作物の出版利用に関し、別掲のとおり発行部数等の報告および著作物利用料の支払いを行う。
- (2) 乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、宣伝、販売促進、業務等に利用する場合(\_\_\_\_部を上限とする)、および本著作物の全部または一部を同様の目的で電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。

### 第5条 (本出版物の利用)

- (1) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を利用した印刷物の出版または本出版物の電子データもしくは本出版物の制作過程で作成されるデータの利用を、乙の事前の書面による承諾なく行わず、第三者をして行わせない。
- (2) 前項の規定は、甲の著作権および甲が乙に提供した原稿(電磁的記録を含む)の権利に影響を及ぼすものではない。

### 第6条 (権利許諾管理の委任等)

- (1) 本著作物が以下の方法で利用される場合、甲はその権利許諾の管理を乙に委任する。
  - ① 本出版物のうち紙媒体出版物の複製(複写により生じた紙媒体複製物の譲渡およびその公衆送信、ならびに電子媒体複製等を含む)
  - ② 本出版物のうち紙媒体出版物の貸与
- (2) 甲は、前項各号の利用に係る権利許諾管理については、乙が著作権等管理事業法に基づく登録管理団体(以下「管理団体」という)へ委託しその利用料を受領すること、および管理団体における著作物利用料を含む利用条件については、管理団体が定める管理委託契約約款等に基づいて決定されることを、それぞれ了承する。
- (3) 乙は、前項の委託によって乙が管理団体より、本著作物の利用料を受領した場合は、別掲の記載

に従い甲への支払いを行う。

#### 第7条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。

#### 第8条（発行の期日と方法）

- (1) 乙は、本著作物の完全原稿の受領後\_\_\_\_ヵ月以内に、第2条第1項第1号から第3号までの全部またはいずれかの形態で出版を行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2) 乙は、第2条第1項第1号および第2号の場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに同条同項第3号の場合の価格、宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定する。

#### 第9条（贈呈部数）

- (1) 乙は、本出版物の発行にあたり、紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）の場合は初版第一刷の際に\_\_\_\_部、増刷のつど\_\_\_\_部を甲に贈呈する。その他の形態の出版物については、甲乙協議して決定する。
- (2) 甲が寄贈等のために紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）を乙から直接購入する場合、乙は、本体価格の\_\_\_\_%で提供するものとする。

#### 第10条（増刷の決定および通知義務等）

- (1) 乙は、本出版物のうち紙媒体出版物の増刷を決定した場合には、あらかじめ甲および著作者にその旨通知する。
- (2) 乙は、前項の増刷に際し、著作者からの修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議のうえ通常許容しうる範囲でこれを行う。
- (3) 乙は、オンデマンド出版にあつては、著作者からの修正増減の申入れに対しては、その時期および方法について甲と協議のうえ決定する。電子出版物（パッケージ型を含む）についても同様とする。

#### 第11条（改訂版・増補版等の発行）

本著作物の改訂または増補等を行う場合は、甲乙協議のうえ決定する。

#### 第12条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満\_\_\_\_ヵ年とする。また、本契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから書面をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、同一の条件で自動的に継続され、有効期間を\_\_\_\_ヵ年延長し、以降も同様とする。

#### 第13条（契約終了後の頒布等）

- (1) 乙は、本契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払いを条件として、本出版物の在庫に限り販売することができる。
- (2) 本契約有効期間中に第2条第1項第3号の読者に対する送信がなされたものについて、乙（第2

条第3項の再許諾を受けた第三者を含む)は、当該読者に対するサポートのために本契約期間満了後も、送信を行うことができる。

#### 第14条 (締結についての保証)

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

#### 第15条 (内容についての保証)

- (1) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことおよび、本著作物につき第三者に対して出版権、質権を設定していないことを保証する。
- (2) 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

#### 第16条 (二次的利用)

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

#### 第17条 (権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第18条 (不可抗力等の場合の処置)

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

#### 第19条 (契約の解除)

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によりその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

#### 第20条 (秘密保持)

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

#### 第21条 (個人情報の取扱い)

- (1) 乙は、本契約の締結過程および出版業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)の趣旨に則って取扱う。なお、出版に付随する業務目的で甲の個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。
- (2) 甲は、乙が本出版物の製作・宣伝・販売等を行うために必要な情報(出版権・書誌情報の公開を含む)を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

#### 第22条 (契約内容の変更)

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の書面による合意がない限りは、その効力を生じない。

#### 第 23 条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

#### 第 24 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合、または本契約に基づく甲または乙の権利が侵害された場合には、甲乙は協力して合理的な範囲で適切な方法により、これに対処する。

#### 第 25 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定めるとおりとする。

#### （別掲）著作物利用料等について

著作物利用料	部数等の報告、支払方法およびその時期
本出版物について 実売部数 1 部ごとに	保証金の支払いについて
保証部数                      部	保証分を超えた分の支払いについて
保証金額                      円	
本出版物について 発行部数 1 部ごとに	
電子出版について	
第 6 条の利用について 乙への本著作物に係る入金額の	

以上

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

### 記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること (どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること (再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること)を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること